

講座受講費用を補助します！
高卒認定でチャンスをつかもう！



豊島区ひとり親家庭

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業のご案内

ひとり親家庭のお母さんまたはお父さんが、高卒認定試験の合格を目指すために、講座を受講する費用を最大で全額負担をします。

また、ひとり親家庭の児童（20才未満）についても対象となります。

受給要件

次のすべてを満たしている方

- ・ 豊島区に住所があり、20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父及び上記の20才未満の児童
- ・ ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業等の支援を受けていること
- ・ 高卒認定試験に合格することが、適職に就くために必要であると認められるもの
- ・ 過去に高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の支給を受けていないこと

※講座の受講前にあらかじめ区から受講する講座の指定を受ける必要があります。必ず受講開始前にご相談ください。

給付金の種類

① 受講開始時給付金

受講開始時給付金は、対象講座の受講を開始した際に支給します。

② 受講修了時給付金

受講修了時給付金は、対象講座の受講を修了した際に支給します。

③ 合格時給付金

合格時給付金は、受講修了日から2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給します。

支給額

受講する講座の種類により支給上限額が異なります。

① 受講開始時給付金

受講費用の40%を支給します。ただし、算定した給付額が4千円以下の場合は支給されません。
上限額〔通信制 10万円〕、〔通学型または通信制との併用型 20万円〕

② 受講修了時給付金

受講費用の50%から①の受講開始時給付金に相当する額を差し引いた金額を支給します。
ただし、算定した給付額が4千円以下の場合は支給されません。
上限額(①受講開始時給付金と合わせて)〔通信制 12万5千円〕、〔通学型または通信制との併用型 25万円〕

③ 合格時給付金

受講費用の50%を支給します。
上限額(①+②+③の合計額)〔通信制 25万円〕、〔通学型または通信制との併用型 30万円〕



裏面もご覧ください



【申請の手順】



事前相談

受給要件審査

講座指定の申請

【必須書類】

- ・受講対象講座指定申請書
- ・戸籍謄本又はひとり親医療証、児童扶養手当証書のコピー
- ・世帯全員の住民票のコピー
- ・ひとり親家庭自立支援プログラムの写し等
- ・受講講座の資料

指定可の通知を受けた方は受講開始

① 受講開始時給付金の申請

(受講開始日から30日以内に申請)

【必須書類】

- ・給付金支給申請書
- ・対象講座指定通知書のコピー
- ・指定講座の入学料及び授業料の領収書

② 受講修了時給付金の申請

(受講修了日から30日以内に申請)

【必須書類】

- ・給付金支給申請書
- ・受講修了証明書

③ 合格時給付金の申請

(合格証書に記載の日から40日以内に申請)

【必須書類】

- ・給付金支給申請書
- ・合格証書のコピー

※提出書類については、状況に応じて、別途提出を求める場合があります。



お問い合わせ先 : 豊島区役所 子育て支援課
子ども家庭・女性相談グループ
電話 : 03-3981-2119



2024.9月作成